

周南市告示第 37 号

令和 7 年 2 月 12 日

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 7 条の 3 第 1 項第 2 号及び第 6 項の規定により、建築物に関する中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定する。

周南市長 藤 井 律 子



記

1 中間検査を行う区域

周南市の区域

2 中間検査を行う期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。ただし、同日までに法第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請（以下「確認申請」という。）が行われた建築物については、同日後においても、中間検査を行うものとする。

3 中間検査を行う建築物

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの間に確認申請が行われた建築物（法第 7 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する工程をその工事に含む建築物、法第 85 条第 6 項の規定により市長が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めた建築物、同条第 7 項の規定により市長が安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認めた建築物並びに建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 10 条第一号に掲げる建築物を除く。）のうち、1 の建築物の新築に係る部分が次のいずれかに該当するものについて、中間検査を行う。

（1） 分譲を目的とする住宅

（2） 主要構造部が木造である住宅（地階を除く階数が 3 であるものに限る。）

- (3) 主要構造部が鉄骨造であって、地階を除く階数が3以下で、かつ、延べ面積が300平方メートル以上1,000平方メートル以下の建築物(テント倉庫建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件(平成14年国土交通省告示第667号)に規定するテント倉庫建築物を除く。)

4 特定工程

- (1) 木造の建築物にあつては、柱、はり及び小屋組の建て方工事(枠組壁工法の木造建築物にあつては、耐力壁及び小屋組の建て方工事)
- (2) 鉄骨造の建築物にあつては、1階部分の鉄骨の建て方工事
- (3) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあつては、2階の床(地階を除く階数が1である建築物にあつては、屋根)及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事
- (4) (1)から(3)までに規定する建築物以外の建築物にあつては、2階の床(地階を除く階数が1である建築物にあつては、屋根)及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事

5 特定工程後の工程

- (1) 木造の建築物にあつては、壁の内外装工事
- (2) 鉄骨造の建築物にあつては、特定工程に係る部分を覆う工事
- (3) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあつては、2階の床(地階を除く階数が1である建築物にあつては、屋根)及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事
- (4) (1)から(3)までに規定する建築物以外の建築物にあつては、2階の床(地階を除く階数が1である建築物にあつては、屋根)及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事